

静岡県後期高齢者医療広域連合パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント実施に関して必要な事項を定めることにより、静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の基本的な施策を策定する過程において、住民参画の機会を確保するとともに、住民等に対する説明責任を果たし、公正で開かれた後期高齢者医療制度の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 広域連合の基本的な施策を策定する過程において、その趣旨、内容等を広く公表し、これに対して住民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要と当該意見等に対する広域連合の考え方を公表することをいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 住民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 広域連合の区域内に住所を有する者
 - イ 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 広域連合の区域内に存する学校に在学する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事案に直接的に利害関係を有すると認められる者

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる広域連合の基本的な施策等（以下「施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域計画その他広域連合の基本的施策を定める計画の策定又は改定
 - (2) 前号に掲げるもののほか、パブリックコメントが必要であると実施機関が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメントを実施しないことができる。
- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により条例を制定し、又は改廃するとき。
 - (2) 住民の意見を聴取する手続が、法令、条例又は規則に定められているとき。
 - (3) 施策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地が少ないとき。
 - (4) 緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。

(公表の時期及び資料の公表)

第4条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、当該施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 当該施策等の案を作成した趣旨又は目的及び背景
- (2) 当該施策等の案の概要
- (3) その他当該施策等の案に関する資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付、広域連合のホームページへの掲載の方法により行うものとする。

4 実施機関は、第1項の規定により施策等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間及び意見等の提出に必要な事項を明示するものとする。

(意見等の提出)

第5条 実施機関は、前条の規定により施策等の案を公表した日からおおむね30日を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

2 前項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 直接書面による提出

3 意見等の提出者は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにするものとする。

(意見等の処理)

第6条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は前項の規定により意思決定を行ったときは、策定された施策等の内容、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、施策等の案を修正したときは、併せてその修正内容及びその理由を公表するものとする。ただし、静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第7条各号に規定する不開示情報に該当するものを除くものとする。

3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等に類似の意見等は実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

(個人情報の保護等)

第7条 実施機関は、収集した個人情報について静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第5号）に従って適切に取り扱わなければならない。

(実施状況等の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメントの実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。